

津市国土強靱化地域計画（案）

令和 2 年 3 月策定

（令和 7 年 月改訂）

津市

目 次

第 1 章 国土強靱化地域計画について

- 1 計画策定の背景と目的 1
 - (1) これまでの経緯 1
 - (2) 改訂の背景 2
 - (3) 改訂の目的 2
- 2 他計画との関係
 - (1) 国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画 . . . 3
 - (2) 津市総合計画 3
 - (3) 津市地域防災計画 4
- 3 計画期間 5

第 2 章 強靱化の考え方

- 1 津市の現状 6
- 2 想定するリスク 8
- 3 基本目標と展開方向
 - (1) 改訂の方向性 10
 - (2) 基本目標 10
 - (3) 国土強靱化政策の展開方向 11

第 3 章 脆弱性の評価

- 1 起きてはならない最悪の事態 14
- 2 評価の方法と施策分野 16
- 3 脆弱性の評価結果 17

第 4 章 国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針の考え方 41
- 2 推進方針 42

第 5 章 計画の推進と見直し

- 1 計画の推進 74
- 2 計画の見直し 74

第 1 章 国土強靱化地域計画について

1 計画策定の背景と目的

(1) これまでの経緯

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらしたほか、国内外にも様々な影響が生じました。この大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」といいます。）が公布・施行されました。

平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるとともに、都道府県や市区町村が国土強靱化に資する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）を策定する際に指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」がとりまとめられました。

これらを背景とし、平成 27 年 7 月には、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくために、「三重県国土強靱化地域計画」が策定されました。

こうした中、南海トラフ地震等による地震・津波被害、台風や集中豪雨が引き起こす風水害や土砂災害等の大規模自然災害に対して想定されるリスクを分析し、事前防災及び減災の施策を推進するため、令和 2 年 3 月、「津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

（参考：国土強靱化に関連した国の動き）

平成 25 年 12 月	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」成立・施行
平成 26 年 6 月	「国土強靱化基本計画」策定（閣議決定）
平成 30 年 12 月	「国土強靱化基本計画」見直し（閣議決定）
平成 30 年 12 月	「国土強靱化 3 か年緊急対策」（平成 30 年度～令和 2 年度）策定（閣議決定）

令和 2 年 1 2 月 「国土強靱化 5 か年加速化対策」（令和 3 年度～令和 7 年度）策定（閣議決定）

令和 5 年 6 月 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」改正

令和 5 年 7 月 「国土強靱化基本計画」見直し（閣議決定）

令和 7 年 6 月 「国土強靱化実施中期計画」策定（閣議決定）

(2) 改訂の背景

令和 2 年 3 月の本計画策定後には、令和 3 年 7 月静岡県熱海市土石流災害、令和 6 年能登半島地震、令和 6 年奥能登豪雨といった、本市の国土強靱化の取組にも様々な気づきをもたらす大規模自然災害が発生しました。

令和 7 年 1 月、埼玉県八潮市で下水道施設の老朽化が原因とみられる道路陥没が発生しましたが、本市においても全国各地と同様に、これまで整備してきたインフラの老朽化が進み、維持管理や更新といった対策が待たなしの状態となっています。

今後は高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行することが想定されており、大規模自然災害へ備える上でも対策が急務となっています。

多くの地方都市と同様、本市においても人口減少・高齢化が進む中で、自治体職員、建設・医療など防災・減災対策に必要な担い手の確保が難しくなりつつあります。

また、A I やドローンなどのデジタル技術の活用が、インフラ整備や防災・減災対策の分野でも日進月歩で広がっており、国土強靱化を推進していくために新しい技術を積極的に活用していく必要があります。

(3) 改訂の目的

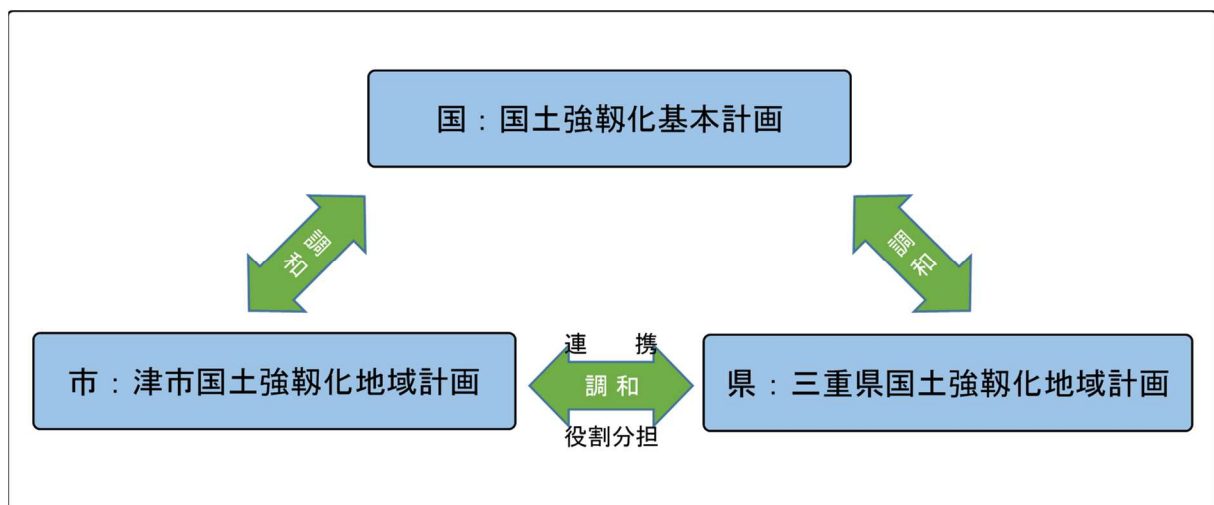
近年の災害から得られた新たな知見のほか、デジタル技術の活用や気候変動の影響、S D G s との協調等、社会情勢の変化を踏まえ、令和 5 年 7 月に見直された国の国土強靱化基本計画や令和 7 年 6 月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画を反映するため、本計画について改訂を行います。

2 他計画との関係

(1) 国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、同法第14条に基づき国土強靱化基本計画と調和を保つようにしています。

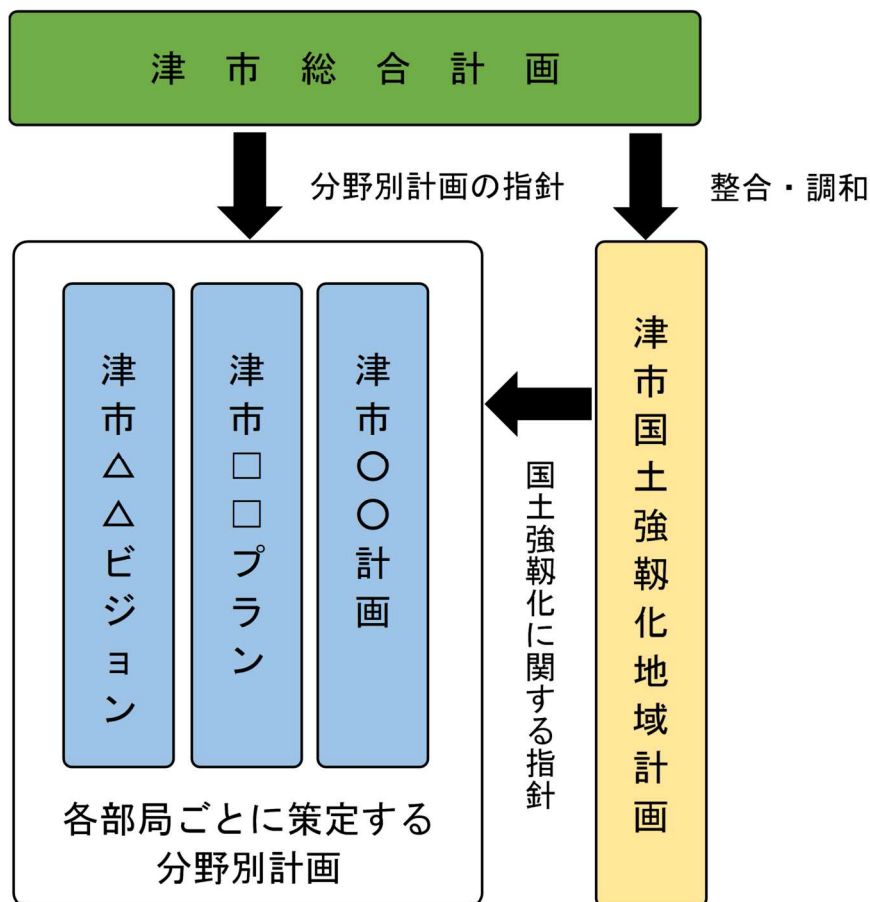
また、三重県国土強靱化地域計画とも調和を図るとともに、施策の実施に当たり、県との連携及び役割分担を行います。



(2) 津市総合計画

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての最上位計画の性格を有するものとされています。

本市においては、最上位計画であり各種分野別計画の指針となる津市総合計画がありますので、本計画は津市総合計画と整合・調和を図りつつ、各種分野別計画等において本市の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となるよう定めるものです。

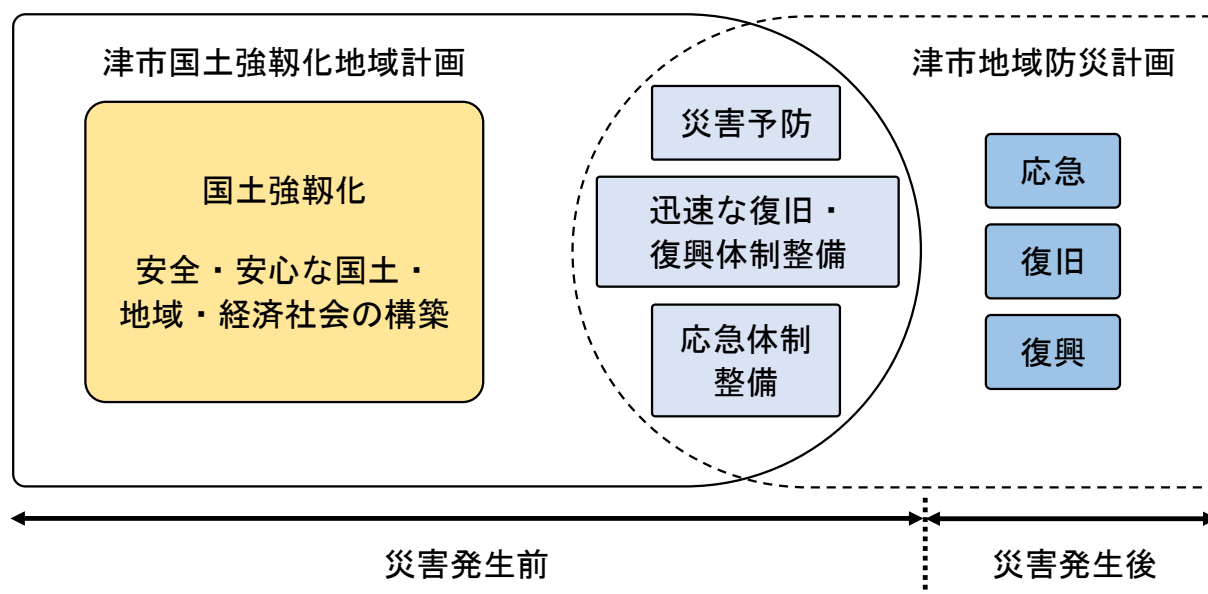


(3) 津市地域防災計画

災害対策基本法等に基づく津市の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項は、津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編）として策定し、防災活動を総合的かつ計画的に実施しています。

本計画と同様に市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画ですが、双方を比較すると以下の点で違いがあります。

	津市国土強靱化地域計画	津市地域防災計画
検討手法	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象時期	災害発生前	災害発生前・後
施策の設定方法	リスクシナリオ・脆弱性評価に沿った施策	—



3 計画期間

国土強靱化基本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容を見直すとされています。また、三重県国土強靱化地域計画においても、おおむね5年で見直しを行うことを基本としていることから、本計画においても、おおむね5年で見直しを行うことを基本とし、必要に応じて総合計画や関連する個別計画の改訂、国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画の見直し等にあわせて内容を見直すこととします。

第2章 強靱化の考え方

1 津市の現状

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曽爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しています。

面積は711.18km²で、県内自治体の中で最も面積が広く、三重県の約12%を占めています。

人口は274,537人で、四日市市に次いで2番目に人口が多く、三重県の約15%を占めています。世帯数は117,663世帯で、1世帯当たりの人数は2.33人となり、三重県の平均2.38人をわずかに下回っています。

65歳以上の高齢者人口比率は平成27年に27.9%であったものが、令和2年には29.6%となり、高齢化が着実に進んでいます（人口等は令和2年国勢調査結果）。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高700～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を經由して大阪湾に注いでいます。

気候は温和で四季の変化が明瞭ですが、活発な梅雨前線による集中豪雨や台風の襲来による災害に見舞われることもあるほか、冬の寒気が強い時期には降雪することもあります。

本市において過去に発生した主な自然災害については、以下のとおりです。

【主な地震（震度 5 以上）】

年月日	地域（地震名）	震度	マグニチュード
平成 19 年 4 月 15 日	三重県中部	5 弱	5.4
平成 16 年 9 月 5 日	三重県南東沖	5 弱	7.4
昭和 21 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖（南海地震）	5	8.0
昭和 20 年 1 月 13 日	三河湾（三河地震）	5	6.8
昭和 19 年 12 月 7 日	三重県南東沖（東南海地震）	6	7.9

【主な風水害（平成 18 年 1 月 1 日以降）】

年月日	名称	被害の概要
令和 6 年 8 月 27 日～9 月 2 日	台風第 10 号	軽傷 1 人、床下浸水 3 棟、住家一部損壊 4 棟、道路法面崩壊、河川斜面崩壊等
令和 5 年 8 月 14 日～16 日	台風第 7 号	軽傷 4 人、道路法面崩壊等
令和元年 10 月 11 日～12 日	台風第 19 号	軽傷 1 人、住宅一部損壊 2 棟、停電 5,660 戸、道路法面崩壊等
令和元年 7 月 14 日～16 日	台風第 10 号	軽傷 2 人、停電 1,970 戸（久居・美杉）、道路法面崩壊等
平成 30 年 9 月 29 日～30 日	台風第 24 号	軽傷 1 人、停電 8,400 戸
平成 30 年 9 月 4 日～5 日	台風第 21 号	軽傷 9 人、停電 29,000 戸
平成 30 年 8 月 23 日～24 日	台風第 20 号	床下浸水 1 棟、道路法面崩落等
平成 30 年 7 月 28 日～30 日	台風第 12 号	軽傷 3 人、半壊 2 棟、床下浸水 1 棟、停電 63,600 戸、道路法面崩落等
平成 29 年 10 月 21 日～23 日	台風第 21 号	軽傷 7 人、床下浸水 7 棟、道路法面崩落、河川斜面崩落
平成 26 年 8 月 9 日～10 日	台風第 11 号	重傷 1 人、軽傷 3 人、半壊 1 棟、床上浸水 25 棟、床下浸水 155 棟
平成 25 年 9 月 15 日～16 日	台風第 18 号	死者 2 人、軽傷 4 人、全壊 1 棟、床下浸水 7 棟
平成 24 年 9 月 30 日	台風第 17 号	重傷 1 人、軽傷 2 人、床上浸水 16 棟、床下浸水 101 棟
平成 21 年 10 月 8 日	台風第 18 号	住家半壊 1 棟、床上浸水 11 棟、道路法面崩壊、河川斜面崩壊等

2 想定するリスク

市民生活や本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにもパンデミックや大規模事故、テロ、原子力災害等も含めたあらゆるものが想定されますが、国土強靱化基本計画や三重県国土強靱化地域計画では、首都直下型地震や南海トラフ地震等が遠くない将来に発生すると危惧されており、特に南海トラフ地震においては30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を対象リスクとしています。そこで、本計画においても大規模自然災害を対象リスクとするとともに、本市における自然的条件や過去に発生した災害等を考慮し、複合災害の発生リスクも含め、今後発生するおそれが高い災害を想定した上で、取組を進めます。

【地震被害想定調査結果】

震源域（規模）			過去最大クラスの 南海トラフ地震		理論上最大クラスの 南海トラフ地震		養老－桑名－四日市 断層帯地震		布引山地東縁 断層帯地震		頓宮断層地震	
最大震度			7 (6.55)		7 (7.20)		6 強 (6.19)		7 (6.56)		6 弱 (5.84)	
液状化危険度			極めて高い		極めて高い		極めて高い		極めて高い		極めて高い	
建物被害	全壊棟数	揺れ	2,549棟	(1.3%)	23,949棟	(12.0%)	1,697棟	(0.9%)	14,475棟	(7.3%)	54棟	(0.0%)
		液状化	729棟	(0.4%)	741棟	(0.4%)	694棟	(0.3%)	728棟	(0.4%)	465棟	(0.2%)
		土砂災害	51棟	(0.0%)	177棟	(0.1%)	24棟	(0.0%)	93棟	(0.0%)	14棟	(0.0%)
		津波	2,317棟	(1.2%)	6,934棟	(3.5%)	0棟	(0.0%)	0棟	(0.0%)	0棟	(0.0%)
		計	5,645棟	(2.8%)	31,801棟	(15.9%)	2,416棟	(1.2%)	15,296棟	(7.7%)	533棟	(0.3%)
	半壊棟数	揺れ	9,076棟	(4.5%)	29,927棟	(15.0%)	6,252棟	(3.1%)	23,316棟	(11.7%)	977棟	(0.5%)
		液状化	6,263棟	(3.1%)	5,548棟	(2.8%)	6,156棟	(3.1%)	6,231棟	(3.1%)	4,036棟	(2.0%)
		土砂災害	118棟	(0.1%)	413棟	(0.2%)	57棟	(0.0%)	217棟	(0.1%)	33棟	(0.0%)
		津波	21,326棟	(10.7%)	17,309棟	(8.7%)	0棟	(0.0%)	0棟	(0.0%)	0棟	(0.0%)
		計	36,783棟	(18.4%)	53,197棟	(26.7%)	12,465棟	(6.2%)	29,763棟	(14.9%)	5,046棟	(2.5%)
火災	冬5時	総出火件数	3件		15件		3件		10件		1件	
		焼失棟数	88棟	(0.0%)	1,285棟	(0.6%)	84棟	(0.0%)	1,026棟	(0.5%)	0棟	(0.0%)
	夏12時	総出火件数	3件		15件		2件		9件		1件	
		焼失棟数	72棟	(0.0%)	1,335棟	(0.7%)	65棟	(0.0%)	998棟	(0.5%)	0棟	(0.0%)
	冬18時	総出火件数	16件		62件		13件		41件		5件	
		焼失棟数	921棟	(0.5%)	5,378棟	(2.7%)	715棟	(0.4%)	4,310棟	(2.2%)	48棟	(0.0%)
人的被害	冬5時	死者数	574人	(0.2%)	2,118人	(0.7%)	62人	(0.0%)	695人	(0.2%)	2人	(0.0%)
		負傷者数	2,372人	(0.8%)	10,720人	(3.8%)	1,431人	(0.5%)	6,942人	(2.4%)	171人	(0.1%)
		重傷者数	332人	(0.1%)	2,620人	(0.9%)	155人	(0.1%)	1,410人	(0.5%)	5人	(0.0%)
		要救助者数	1,175人	(0.4%)	1,430人	(0.5%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
		避難者数	61,860人	(21.8%)	103,557人	(36.5%)	5,934人	(2.1%)	28,827人	(10.2%)	1,627人	(0.6%)
	夏12時	死者数	503人	(0.2%)	1,849人	(0.7%)	51人	(0.0%)	593人	(0.2%)	2人	(0.0%)
		負傷者数	2,692人	(0.9%)	11,889人	(4.2%)	1,685人	(0.6%)	7,848人	(2.8%)	272人	(0.1%)
		重傷者数	492人	(0.2%)	3,420人	(1.2%)	271人	(0.1%)	1,941人	(0.7%)	11人	(0.0%)
		要救助者数	1,331人	(0.5%)	1,619人	(0.6%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
		避難者数	61,849人	(21.8%)	103,465人	(36.5%)	5,913人	(2.1%)	28,773人	(10.2%)	1,627人	(0.6%)
	冬18時	死者数	488人	(0.2%)	1,968人	(0.7%)	55人	(0.0%)	682人	(0.2%)	2人	(0.0%)
		負傷者数	2,271人	(0.8%)	9,962人	(3.5%)	1,405人	(0.5%)	6,581人	(2.3%)	200人	(0.1%)
		重傷者数	377人	(0.1%)	2,688人	(0.9%)	198人	(0.1%)	1,519人	(0.5%)	10人	(0.0%)
		要救助者数	1,269人	(0.4%)	1,543人	(0.5%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
	避難者数	62,663人	(22.1%)	107,161人	(37.8%)	6,739人	(2.4%)	33,144人	(11.7%)	1,642人	(0.6%)	
	屋外	転倒物	6,427件		14,544件		4,225件		9,694件		1,437件	
落下物		136棟		2,559棟		73棟		1,097棟		1棟		
ライフライン	上水道	270,852人	(96.4%)	279,500人	(99.5%)	251,822人	(89.6%)	276,841人	(98.5%)	140,461人	(50.0%)	
	下水道支障人口	26,353人	(20.8%)	32,895人	(25.9%)	26,166人	(20.6%)	27,035人	(21.3%)	572人	(0.5%)	
	停電軒数	100,136軒	(74.4%)	120,308軒	(89.4%)	64,018軒	(47.6%)	113,949軒	(84.7%)	5,880軒	(4.4%)	
	電話不通回線	67,480回線	(77.6%)	78,679回線	(90.4%)	47,199回線	(54.3%)	75,756回線	(87.1%)	2,323回線	(2.7%)	
	都市ガス支障世帯	34,430戸	(31.8%)	40,737戸	(37.6%)	24,064戸	(22.2%)	41,317戸	(38.1%)	2,695戸	(2.5%)	

※津市地震防災マップ作成業務委託地震被害想定調査結果（平成28年3月）より

3 基本目標と展開方向

(1) 改訂の方向性

国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、国の基本計画の内容を踏まえて本計画を改訂する必要があります。本計画は、国の基本計画が大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象としていること、南海トラフ地震の切迫性がますます高まっていること、また気候変動の影響で大雨による被害が甚大化する傾向にあることなどを踏まえ、これまでの本計画や国の基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定しています。

令和5年7月に閣議決定された国の基本計画では、国土強靱化を推進する上での展開方向として、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」という2つの柱が、新たに加われました。

本計画の改訂に当たっては、これらの新しい視点や社会情勢の変化、近年の災害の教訓を踏まえた内容とします。

(2) 基本目標

これまで示してきた津市の現状及び想定されるリスクを踏まえ、本計画における基本目標を設定しますが、国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画と調和を図るため、次のとおり4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

【基本目標】

- ア 人命の保護が最大限に図られること
- イ 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ア あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・

- 避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ウ 必要不可欠な行政機能を確保する
- エ 経済活動を機能不全に陥らせない
- オ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- カ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 国土強靱化政策の展開方向

前項で設定した基本目標及び事前に備えるべき目標を目指して本市における国土強靱化政策を展開するに当たり、その基本的な方針を国土強靱化基本計画に準じ、以下のとおり定めます。

ア 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- (ア) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
- (イ) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
- (ロ) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
- (ハ) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
- (ニ) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
- (ホ) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化

イ 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- (ア) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
- (イ) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
- (ロ) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
- (ハ) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
- (ニ) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

ウ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- (ア) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
- (イ) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの

共有

- (ウ) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・ＡＩ等）を最大限活用
- (エ) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
- (オ) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
- (カ) 災害時にもデータを失うことがないように分散管理
- (キ) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
- (ク) その他様々な地域の課題をデジタルで解決

エ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- (ア) 市内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
- (イ) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
- (ウ) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
- (エ) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
- (オ) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
- (カ) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
- (キ) 医療の事業継続性確保の支援
- (ク) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保

オ 地域における防災力の一層の強化

- (ア) 避難生活における災害関連死の最大限防止
- (イ) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
- (ウ) 地元企業やＮＰＯ等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
- (エ) ＤＥＩ（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたＳＤＧｓとの協調
- (オ) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- (カ) 高齢者・障がい者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
- (キ) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
- (ク) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達

- (ケ) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の
伝承
- (コ) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- (サ) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充
実
- (シ) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充
実

第3章 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本法では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うことが必要とされており、その評価は起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うとされています。

このため国土強靱化基本計画では、6つの「事前に備えるべき目標」を達成するに当たり妨げになる事態として、35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行っています。

本計画においても、国土強靱化基本計画と三重県国土強靱化地域計画に定める「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地域特性等を踏まえた結果、次のとおり30項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

2 評価の方法と施策分野

前項で設定した30項目の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本市が抱える脆弱性（大規模自然災害に対する地域の弱点）を分析・評価します。その方法は、本市の様々な施策からそれぞれの「起きてはならない最悪の事態」の発生に関連する施策を抽出し、現計画の取組の進捗状況の評価や総合計画、個別計画に基づく取組結果を基に、国の基本計画の見直しや令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった大規模な自然災害への支援の経験から明らかになった教訓も踏まえ、回避するための課題分析等、本市の脆弱性について総合的に評価を行いました。こうして本市の弱点を洗い出す作業が脆弱性評価であり、明らかになった問題点を改善する施策に取り組むことで、地域の強靱化を推進します。

なお、脆弱性評価の各項目には、国土強靱化基本計画に定める12分野を参考に、本市の組織構成も踏まえて、以下のとおり4つの施策分野を設定し、記載しています。

【両計画における施策分野の対応】

国土強靱化基本計画	津市国土強靱化 地域計画	国土強靱化基本計画	津市国土強靱化 地域計画
行政機能／警察・消防 等／防災教育等	行政分野	保健医療・福祉	医療保健分野
住宅・都市	都市基盤分野	エネルギー	産業分野
交通・物流		金融	
国土保全		情報通信	
環境		産業構造	
土地利用（国土利用）		農林水産	

3 脆弱性の評価結果

事前に備えるべき 目 標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない 最 悪 の 事 態	1－1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
○住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉 耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○宅地の耐震化〈都市基盤〉 地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉 沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、死傷者が発生するおそれがある。 ○空家等の倒壊防止〈都市基盤〉 空家等の倒壊により、死傷者が発生するおそれがある。 ○地域災害対応力の強化〈行政〉 自治会、事業所等での初期救助及び応急手当が実施されないことにより、多数の負傷者の状態が悪化または死亡するおそれがある。 各家庭や事業所における家具転倒防止対策がされておらず、死傷者が発生するおそれがある。 ○常備消防の救助体制の強化〈行政〉 救助資機材等の不足及び被災状況の全体把握ができないこと、十分な後方支援や他機関との活動調整ができないことにより、多数の負傷者を救助できないおそれがある。		

- 非常備消防（消防団）の救助体制の強化〈行政〉
救助資機材等の不足により、多数の負傷者を救助できないおそれがある。
- 非常備消防（消防団）の人員確保〈行政〉
消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。
- 社会福祉施設の耐災性強化〈医療保健〉
老朽化した社会福祉施設の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 学校施設における非構造部材の耐震対策〈都市基盤〉
非構造部材の落下・転倒・飛散により、死傷者が発生するおそれがある。
- 学校施設における工作物等の倒壊防止〈都市基盤〉
ブロック塀等の倒壊により、避難経路の閉塞や死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数 の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
○防火対象物の防火・防災管理体制の強化〈行政〉 防火対象物の火災による延焼拡大や逃げ遅れ等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○耐震性防火水槽の整備〈行政〉 消防水利が不足し火災が延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○常備消防の消火体制の強化〈行政〉 消火資機材等の不足及び延焼状況の全体把握ができないこと、十分な後方支援や他機関との活動調整ができないことにより、大規模火災が更に延焼拡大し、多数の死傷者が発生するおそれがある。		

○非常備消防（消防団）の消火体制の強化〈行政〉

消火資機材等の不足で大規模火災が更に延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○非常備消防（消防団）の連携強化〈行政〉

他分団や常備消防との連携が図れず延焼が拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○避難誘導體制の確保〈行政〉

避難場所や避難経路等に関する知識が不足し避難活動が低下することで、被害が拡大するおそれがある。

○避難場所等の整備〈行政〉

避難を行うスペースがなく、延焼火災により被害が拡大するおそれがある。

○狭あい道路の拡幅整備〈都市基盤〉

道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。

○密集市街地の改善〈都市基盤〉

延焼火災の発生や、緊急車両の通行に支障が出て、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備〈医療保健〉

高齢者関係施設等における火災の発生により、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○避難経路の確保〈都市基盤〉

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートが遮断され、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
○津波対応力の強化〈行政〉 津波発生時の避難場所・経路や浸水予測地を知らないために、被害が拡大するおそれがある。 ○避難場所の確保〈都市基盤〉 津波発生時、沿岸部の避難場所が少ないことにより多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○海岸堤防及び港湾・漁港施設の耐震化等の推進〈都市基盤〉 海岸堤防及び港湾・漁港施設が脆弱なため、津波発生時の被害軽減効果が発揮できず多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○河川管理体制の強化〈都市基盤〉 津波が河川を遡上することにより、被害が拡大するおそれがある。 ○防潮扉等の機能強化〈都市基盤〉 老朽化や人員不足のため、防潮扉等の閉鎖に時間を要したり、閉鎖できなかったことにより被害が拡大するおそれがある。 ○香良洲漁港及び海岸保全施設の整備・耐震化〈産業〉 漁港及び市管理の海岸保全施設が脆弱なため、津波発生時の被害軽減効果が発揮できず多数の死傷者が発生するおそれがある。 ○津波災害を想定した都市づくり〈都市基盤〉 津波災害想定区域を考慮した計画的な居住誘導がないことにより被害が拡大するおそれがある。 ○非常備消防（消防団）の津波災害対応力の強化〈行政〉 資機材等の不足等により、津波浸水エリア内の負傷者等を救助できないおそれがある。		

る。

○漂流物による二次災害の防止〈産業〉

津波により漂流した漁船や工作物等により二次災害が発生するおそれがある。

○避難経路の確保〈都市基盤〉（再掲）

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートが遮断され、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
脆弱性評価結果		
○洪水対応力の強化〈行政〉 洪水発生時の避難場所・経路や浸水予測地を知らないために、被害が拡大するおそれがある。		
○総合的な治水対策の推進〈都市基盤〉 過去の豪雨での浸水区域にて、再び重大な被害が発生するおそれがある。		
○排水施設の機能確保〈都市基盤〉 公共下水道・排水路やポンプ場・排水機場の能力不足により、被害が拡大するおそれがある。		
○災害時の機能強化〈行政〉 内水氾濫及び洪水発生時において災害用資機材が整備されていないため、迅速な対応が取れないおそれがある。		
○応急対応訓練の実施〈行政〉		

仮設排水施設等の取扱いに不慣れなため応急対応が遅れ、被害が拡大するおそれがある。

○非常備消防（消防団）の水害対応力の強化〈行政〉

消防団員の不足等により、河川の堤防決壊等による被害が拡大するとともに、資機材の不足により、浸水で孤立した負傷者等を救助できないおそれがある。

○河川管理体制の強化〈都市基盤〉（再掲）

河川の堤防決壊等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○ため池改修事業等の推進〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○ため池管理者等との連絡体制の構築、強化〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○ため池ハザードマップの活用〈産業〉

ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。

○避難経路の確保〈都市基盤〉（再掲）

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートが遮断され、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		
○土砂災害対応力の強化〈行政〉 土砂災害警戒区域等や土砂災害発生時の避難場所を知らないために、被害が拡大するおそれがある。 ○急傾斜地崩壊対策事業等の推進〈都市基盤〉		

地震や集中豪雨等により発生する土石流やがけ崩れにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。

○砂防事業等の推進〈都市基盤〉

地震や集中豪雨等により連続的に発生する土石流やがけ崩れによって、二次災害が発生するおそれがある。

事前に備えるべき 目 標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない 最 悪 の 事 態	2－1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
脆弱性評価結果		
○救助機関相互の連携強化〈行政〉 自衛隊、警察、消防等との連携不足により、効率的な救助・救急活動等が実施できないおそれがある。 ○常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉 災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。 ○消防署所機能の再編等〈行政〉 津波等の浸水で消防署所が浸水・孤立することにより、消防署所機能が不全となるおそれがある。 ○災害対応能力の向上〈行政〉 消防における災害対応の実践的な訓練の不足により、迅速かつ適切な災害対応ができないおそれがある。 ○緊急消防援助隊の受援体制の整備〈行政〉		

緊急消防援助隊の受入れ態勢の不備により、早期に活動が開始できないおそれがある。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備〈行政〉

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

○非常備消防（消防団）の人員確保〈行政〉（再掲）

消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。

○災害対応能力の向上〈行政〉

大規模自然災害に被災することで、避難誘導等の警察活動が絶対的に不足するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性評価結果		
○災害時の医療機能の確保〈医療保健〉 医療従事者や物資の不足により医療機能が麻痺するおそれがある。 ○常備消防の救急体制の強化〈行政〉 救急救命士の不足等により、消防による救急医療が実施できず負傷者の傷病が悪化するおそれがある。 ○常備消防における石油類燃料の確保〈行政〉 自家用発動発電機及び消防車・救急車等の燃料の枯渇により、消防活動に支障をきたすおそれがある。 ○常備消防等における給油設備等の整備〈行政〉 民間のガソリンスタンドに給油希望者が殺到することにより、消防車・救急車等への迅速な給油ができず消防活動に支障をきたすおそれがある。		

○常備消防における非常用電源の確保〈行政〉

電力供給の遮断により、常備消防の庁舎が機能せず消防活動に支障をきたすおそれがある。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備〈行政〉

大規模災害等により救急・受援想定ルートが寸断され、応急対応及び受援体制の構築が遅延するおそれがある。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化〈都市基盤〉

大規模自然災害の発生時において、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能が致命的な損傷を受け、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
-----------------------	-------	---

脆 弱 性 評 価 結 果

○避難生活における良好な生活環境の確保〈行政〉

避難所生活において、避難生活におけるニーズへの対応や必要な支援が十分に行われず、劣悪な環境下で避難者の心身の健康状態が悪化するおそれがある。

○避難所以外での避難者に対する支援〈行政〉

車中など避難所以外への避難について、実態や生活状況の把握ができず、支援が遅れるおそれがある。

○広域火葬の迅速かつ円滑な実施〈行政〉

大規模災害により多数の死亡者が発生して本市の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれがある。

○要配慮者への支援体制整備〈医療保健〉

避難生活環境等の悪化により、要配慮者の健康状態が損なわれるおそれがある。

○災害時における保健活動体制の確保〈医療保健〉

避難所に加え、車中など避難所以外の避難者への対応や各種感染症対策の観点から保健活動に携わる専門職の人員不足により、保健活動が遅延し、被災者の健康・心理状態の悪化、重症化を招くおそれがある。

また、災害関連死につながるおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる 物資・エネルギー供給の停止
脆弱性評価結果		
○応急給水体制の確保〈行政〉 浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期停止するおそれがある。		
○食料・保存水等の備蓄〈行政〉 食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。		
○備蓄品保管スペースの確保（行政） 災害用備蓄品を保管するためのスペースが不足し、災害時に十分な備蓄ができていないおそれがある。		
○陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉 道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。		
○空路・海路輸送ルートの確保〈都市基盤〉 航空・船舶輸送拠点施設の機能喪失により物資供給が長期間停止するおそれがある。		
○港湾機能の強化〈都市基盤〉 海上輸送拠点である港湾施設の被災により、外部からの物資供給を受け入れることができないおそれがある。		

○物資供給体制の確保〈行政〉

緊急物資等の集中による混乱や地域交通網の遮断により物資供給が長期停止するおそれがある。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備〈行政〉（再掲）

大規模災害等により救急・受援想定ルートが寸断され、応急対応及び受援体制の構築が遅延するおそれがある。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化〈都市基盤〉（再掲）

大規模自然災害の発生時において、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能が致命的な損傷を受け、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 5	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱
脆弱性評価結果		
○交通施設等の防災対策〈都市基盤〉 公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。 ○帰宅困難者の支援体制の確保〈都市基盤〉 公共交通機関の運休により、多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。 ○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉 観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生したり、大量の帰宅困難者となるおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2－6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
脆弱性評価結果		
○陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉（再掲） 道路や橋梁等の被災により、人員や物資の地域内の輸送が長期間停止するおそれがある。 ○食料・保存水等の備蓄〈行政〉（再掲） 食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。 ○備蓄品保管スペースの確保〈行政〉（再掲） 災害用備蓄品を保管するためのスペースが不足し、災害時に十分な備蓄ができていないおそれがある。 ○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備〈行政〉（再掲） 大規模災害等により救急・受援想定ルートが寸断され、応急対応及び受援体制の構築が遅延するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2－7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
脆弱性評価結果		
○災害時における感染症の予防〈医療保健〉 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症の発生・まん延がおこるおそれがある。 ○指定避難所へのマンホールトイレの整備〈都市基盤〉 多数の避難者が生活することで指定避難所の公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生するおそれがある。		

事前に備えるべき 目 標	3	必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない 最 悪 の 事 態	3 - 1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
脆弱性評価結果		
○被災による機能低下の回避〈行政〉 大規模自然災害発生時の被災が原因で警察機能が低下し、治安が悪化するおそれがある。 ○交通渋滞・交通事故の回避〈行政〉 大規模自然災害発生時の停電に伴う信号機の停止が原因で、渋滞や交通事故が発生するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	3 - 2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価結果		
○災害対策本部体制の整備〈行政〉 大規模自然災害発生時の混乱等により、災害対策本部が適正に機能しないおそれがある。 ○市の業務継続体制の整備〈行政〉 電力・通信網の遮断や災害応急対応による人員不足のため、最低限必要な行政機能が確保されないおそれがある。 ○市職員の参集体制の整備〈行政〉 市職員等の被災により人員が不足し、行政機能が大幅に低下するおそれがある。 ○庁舎等の災害対応機能強化〈行政〉 大規模自然災害発生時等の浸水や停電に伴い、庁舎等の災害対応機能が著しく低下するおそれがある。		

○公共施設の整備・管理保全〈行政〉

公共施設が被災することにより、災害対策拠点や指定避難所等としての機能が大幅に低下するおそれがある。

○学校施設の整備・管理保全〈都市基盤〉

老朽化した学校施設の校舎や体育館等が被災し、避難所としての機能が大幅に低下するおそれがある。

○常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉（再掲）

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

○消防署所機能の再編等〈行政〉（再掲）

津波等の浸水で消防署所が浸水・孤立することにより、消防署所機能が不全となるおそれがある。

○消防災害対策本部の強化〈行政〉

大規模自然災害発生時の混乱等により、消防災害対策本部が適正に機能しないおそれがある。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備〈行政〉（再掲）

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

事前に備えるべき 目 標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最 悪 の 事 態	4 - 1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4 - 2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
脆弱性評価結果		
○危険物施設の自主保安体制等の強化〈行政〉 危険物施設からの石油類等の危険物の流出及び火災の発生により、被害が拡大するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4 - 3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲） 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。 ○陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉（再掲） 道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。 ○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備〈行政〉（再掲） 大規模災害等により救急・受援想定ルートが寸断され、応急対応及び受援体制の構		

築が遅延するおそれがある。

○農業用施設の機能強化（産業）

用水供給途絶に伴い、農業生産活動が停止するおそれがある。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化〈都市基盤〉（再掲）

大規模自然災害の発生時において、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能が致命的な損傷を受け、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない
最悪の事態

4－4

異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価結果

○農業用施設の機能強化〈産業〉（再掲）

用水供給途絶に伴い、農業生産活動が停止するおそれがある。

○バックアップルート及び応急給水体制の確保〈都市基盤〉

異常渇水等により水源が枯渇し、水道水の供給が長期停止するおそれがある。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化〈都市基盤〉（再掲）

大規模自然災害の発生時において、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能が致命的な損傷を受け、多数の死傷者が発生するおそれがある。

起きてはならない
最悪の事態

4－5

農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

脆弱性評価結果

○農地、農業用施設等の整備保全〈産業〉

農地等の湛水被害により農地が荒廃し、農業が衰退するおそれがある。

○遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保〈産業〉 農地等の荒廃により雨水の貯留機能が低下し、洪水被害が拡大するおそれがある。
○農業用施設（排水機場）の耐震化等〈産業〉 農地等の湛水被害により農地が荒廃し、農業が衰退するおそれがある。
○森林の整備保全〈産業〉 山林崩壊が発生し林地が被災することにより、林業が衰退するおそれがある。
○林道施設等の整備及び長寿命化対策等〈産業〉 山林崩壊が発生し林道施設等が被災することにより、林業が衰退するおそれがある。
○漁業基盤等の整備保全〈産業〉 津波等の発生により漁港等の機能が低下し、漁業が衰退するおそれがある。

事前に備えるべき 目 標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない 最 悪 の 事 態	5－1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
脆弱性評価結果		
○災害対策本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉 電力・通信網の遮断により被害情報等の把握や避難情報等の発信ができず、被害が拡大するおそれがある。		
○市民等における情報収集・発信手段の確保〈行政〉 電力・通信網の遮断により避難情報等の収集や救助要請ができず、被害が拡大する		

おそれがある。

○災害発生時に対応した情報発信機能の確保〈都市基盤〉

大規模災害等の発生時において、津駅の利用者等が災害の状況や公共交通機関の運行情報、避難所の開設状況等が正しく把握できず混乱が生じ、避難の遅れや二次被害等が発生するおそれがある。

○水路等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備〈都市基盤〉

河川や水路等の水位をリアルタイムで把握できないと、排水施設の効率的な管理やきめ細かな警戒避難判断ができず、被害が拡大するおそれがある。

○社会福祉施設における避難体制の整備〈医療保健〉

被害を受けやすい状況にある高齢者、障がい者及び子ども等の避難が遅れ、被害が拡大するおそれがある。

○消防本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉

通信網の遮断により被害情報等の把握や情報共有等ができず、被害が拡大するおそれがある。

○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉（再掲）

観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生したり、大量の帰宅困難者となるおそれがある。

○同報系防災行政無線の電力確保〈行政〉

電力の供給停止により同報系防災行政無線が使用できず、災害情報等の発信ができないおそれがある。

○移動系防災行政無線の電力確保〈行政〉

電力の供給停止により移動系防災行政無線が使用できず、被害状況の把握や医療機関等との連絡体制を確保できないおそれがある。

○高機能消防指令センター等の非常用電源の確保〈行政〉

電力の供給停止により、高機能消防指令センター、消防情報通信機器及び消防救急デジタル無線等が使用できないおそれがある。

○避難所における通信手段の確保〈行政〉

電力の供給停止により通信機器等が使用できないおそれがある。

○情報提供手段の多重化〈行政〉

テレビ・ラジオの放送中断等により、災害情報が伝達できないおそれがある。

起きてはならない 最悪の事態	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲） 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。		

起きてはならない 最悪の事態	5-3	都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲） 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果		
○水道施設の耐震化等〈都市基盤〉 浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期停止するおそれがある。 ○応急給水及び応急復旧体制の確保〈都市基盤〉 応急給水及び応急復旧体制が十分に機能せず、水道水の供給が長期停止するおそれがある。 ○下水道施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉 下水道施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 ○農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉 農業集落排水施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 ○業務継続計画の見直し〈都市基盤〉 業務継続性が確保されていないため、汚水処理が長期間機能停止し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 ○合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大〈都市基盤〉 単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による 物流・人流への甚大な影響
脆弱性評価結果		
○陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉（再掲） 道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。 ○交通施設等の防災対策〈都市基盤〉（再掲） 公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。 ○緊急時輸送ルートの確保〈都市基盤〉 特定の箇所では災害時に車両が集中し、地域内の輸送に大きな支障が出るおそれがある。 ○住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉 耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。 ○宅地の耐震化〈都市基盤〉 地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。 ○工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉 沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。 ○狭あい道路の拡幅整備〈都市基盤〉 道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。		

事前に備えるべき 目 標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
脆弱性評価結果		
○事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲） 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。 ○復旧・復興に向けた事前防災の推進〈都市基盤〉 災害により道路・鉄道施設等が被害を受け、復旧・復興の基盤となるサプライチェーンが寸断されるおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
脆弱性評価結果		
○復旧・復興を支える人材の確保〈行政〉 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 ○復旧・復興を支える資機材等の確保〈行政〉 資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携〈行政〉 人材や資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
○ごみ処理体制の確保〈都市基盤〉 被災により大量に発生するごみの収集・処理が停滞するおそれがある。 ○し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保〈都市基盤〉 被災により公共下水道等の使用ができない避難所、住宅地内での仮設トイレの不足、し尿の収集・処理が停滞するおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		
○地籍調査事業の推進〈都市基盤〉 土地の境界が明確でないため、境界確認のための立会等に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 ○市街地の復興〈都市基盤〉 甚大な被害により計画的な市街地復興が大幅に遅れるおそれがある。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
脆弱性評価結果		
○地域コミュニティ力の強化〈行政〉 甚大な被害の発生や集団避難等により、自治会を始めとする地域コミュニティ組織が機能しなくなること、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 ○警察災害派遣隊の拡充〈行政〉 警察官の不足に伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。		

る。

○警察施設の耐震化等〈行政〉

被災等によって警察機能が低下することに伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

起きてはならない
最 悪 の 事 態

6－6

国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

脆弱性評価結果

○正確な情報収集と情報発信〈行政〉

大規模自然災害発生時に誤った情報が市内外に流れ、風評被害等が発生するおそれがある。

○中小企業者等の自立支援〈産業〉

被災により中小企業者等の経営に支障が生じるおそれがある。

○農林漁業者等の自立支援〈産業〉

被災により農林漁業者等の経営に支障が生じるおそれがある。

第4章 国土強靱化の推進方針

1 推進方針の考え方

前章で実施した脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」の回避又は被害低減につながり、本市の国土強靱化を推進するための方針を決定しました。

なお、対応方策の内容によっては、本市以外の取組主体（国、県、事業者等）が実施する施策や、これらと連携して実施するものも含まれており、国、県、本市、市民、事業者等の対応方策推進における役割分担を明確にするため、対応方策の各項目名には取組主体を記載します。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化実施中期計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等」の対象に位置づけられる事業については、別冊「津市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」に記載します。

なお、別冊は原則として毎年度更新します。

2 推進方針

事前に備えるべき 目 標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
推 進 方 針		
○住宅・建築物の耐震化【市・市民・事業者】 津市耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。 老朽化が著しい市営住宅等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、交付金制度を活用した上で、公営住宅等ストック総合改善事業及び公営住宅等整備事業を推進し、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な工事・修繕等や危険な建物等の除却等を行う。 ○宅地の耐震化【市・市民・事業者】 宅地耐震化推進事業により、大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査・点検し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施する。 ○工作物等の倒壊・落下防止【市・市民・事業者】 公道に面した既存ブロック塀を撤去し、撤去後にフェンスへの改修等の安全対策を促進するため、補助金制度を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。 窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。 商店街振興組合等が所有するアーケード等のうち、老朽化したものや耐震性のないものについて、安全確保のため撤去や耐震化を進める。		

○空家等の倒壊防止【市・市民・事業者】

津市空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制と適正管理、空家等の利活用、管理不全な空家等の解消を促進するため、補助金制度を活用し、事業を推進する。

○地域災害対応力の強化【市・市民・事業者】

共助による地域の災害対応力を強化するため、自治会、事業者等が行う初期消火、応急手当等の訓練の支援・指導を行う。

家具等の転倒・落下・滑動防止対策の普及啓発を積極的に行い、助成制度等の活用を促すなど効果的な対策を進める。

○常備消防の救助体制の強化【市】

大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防隊等における救助資機材や被災状況を画像により把握するためのドローン等を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

○非常備消防（消防団）の救助体制の強化【市】

大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防団における救助資機材及び救助資機材搭載可能な車両を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

○非常備消防（消防団）の人員確保【市】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練を実施する。

○社会福祉施設の耐災性強化【市・事業者】

高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設について、老朽化対策等を進め、施設利用者の安全・安心を確保する。

○学校施設における非構造部材の耐震対策【市】

学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策を早期に進める。

○学校施設における工作物等の倒壊防止【市】

ブロック塀や工作物等の点検・改修等を行い、倒壊時の避難経路確保や安全対策を進める。

起きてはならない 最悪の事態	1 - 2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
推 進 方 針		
○防火対象物の防火・防災管理体制の強化【市・事業者】 防火対象物に対する立入検査を実施し、大規模自然災害時における防火・防災管理体制の強化について指導する。 ○耐震性防火水槽の整備【市】 地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備する。 ○常備消防の消火体制の強化【市】 大規模火災に対応するため、消防隊における消火資機材や延焼状況を画像により把握するためのドローン等を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。 ○非常備消防（消防団）の消火体制の強化【市】 大規模火災に対応するため、消防団における消火資機材等を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。 ○非常備消防（消防団）の連携強化【市】 火災を早期鎮圧・鎮火するため、他分団や常備消防との消火訓練により連携強化を図る。 ○避難誘導体制の確保【市・事業者】 市民や事業者に対する啓発活動を通じ、火災の発生に伴う危険箇所等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるような体制づくりを行う。 公共施設の施設管理者として、施設利用者の安全な避難誘導が行えるように防火管		

理体制を徹底する。

○避難場所等の整備【市】

公園等を活用した一時避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○狭あい道路の拡幅整備【市・市民】

災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成し、狭あい道路整備等促進事業を推進する。

○密集市街地の改善【市】

地域住民の意向把握を行いながら、密集市街地の環境改善支援に努める。

○高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備【市・事業者】

高齢者関係施設等において、初期消火により延焼を防止するため、スプリンクラー設備等の設置を促進し、施設利用者の安全・安心を確保する。

○避難経路の確保【市・事業者】

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、避難路の機能を有する道路整備を推進する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1－3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
推 進 方 針		
○津波対応力の強化【市・市民・事業者】 地震防災マップの作成・配布や、地域での学習会や広報紙等を通じて、地震災害に係る平時からの備えや発災時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に努める。 迅速かつ安全な避難体制づくりを進めるため、地域住民による津波避難計画の作成に向けて、先進的な取組事例の紹介など必要な情報を提供するとともに、講師派遣等		

の支援を行い、計画作成を促進する。

海水浴場など沿岸部観光地における多言語対応の案内看板設置等、観光客の避難誘導体制を整備する。

○避難場所の確保【市・事業者】

避難が遅れた市民や救助活動の従事者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるように、浸水予測区域内の公共施設及び民間施設の津波避難ビル・津波避難協力ビルへの指定を推進する。

未着手となっている市街地再開発事業の着手時には、防災性・耐震性を備え、ユニバーサルデザインに配慮した設計とするとともに避難場所となるスペースを確保するよう施行者へ促す。

近隣住民等の避難を可能にするため、浸水予測区域内に新築する消防署庁舎には、屋外階段を設け屋上に津波一時避難場所を整備する。

公園等を活用した一時避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○海岸堤防及び港湾・漁港施設の耐震化等の推進【国・県・市】

海岸背後地には、住宅地や工場、病院等が密集した地域があることから甚大な被害が懸念されるため、海岸堤防や港湾・漁港施設の地震・津波・老朽化対策を促進する必要がある。

○河川管理体制の強化【国・県・市】

河川整備計画に基づき、国・県及び関係機関と協力して河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修・改良及び水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。また、河川整備計画が策定されていない河川についても、早期に策定し、整備を行うよう国や県に働きかける。

さらに、準用河川や普通河川に関しては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業費（仮称）等を活用し、河川の整備や維持保全を進めます。

○防潮扉等の機能強化【国・県・市】

防潮扉や陸閘、水門等の確実な閉鎖を確保するため、防潮扉等の老朽化対策や開閉を遠隔操作化または自動化する。

○香良洲漁港及び海岸保全施設の整備・耐震化【市】

津波や高潮発生時の被害軽減のため、香良洲漁港の機能保全計画及び市管理の海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理や整備、耐震・耐津波対策を進める。

○津波災害を想定した都市づくり【市・市民・事業者】

津市立地適正化計画において津波災害リスクの高い区域を除外した居住誘導区域を設定し、居住誘導を進める。また、居住誘導区域内であっても津波浸水の災害リスクがあることを周知するとともに、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為や建築行為に係る届出を受理する際には、災害リスクの説明と災害への対応策を依頼することで情報提供や啓発を進める。

○非常備消防（消防団）の津波災害対応力の強化【市】

津波浸水エリア内での安全な活動を確保するため、資機材等を整備する。

○漂流物による二次災害の防止【市】

漁船の適正な係留や工作物等の固定について漁業者に周知するほか、流木の撤去等を進める。

○避難経路の確保【市・事業者】（再掲）

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、避難路の機能を有する道路整備を推進する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
推 進 方 針		
○洪水対応力の強化【市・市民・事業者】 浸水想定区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した洪水ハザードマ		

ップや内水ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。

○総合的な治水対策の推進【市・事業者】

津市雨水管理総合計画に基づいた雨水整備事業を推進する。

開発行為における雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量を抑制する。

○排水施設の機能確保【市】

排水施設を常時良好な状態に保つために施設の点検を行うほか、重要な箇所については監視カメラ導入等の検討を行う。

市街地等の長期的な浸水を防ぐため、排水施設の整備・耐水化・老朽化対策を実施する。

市街地にある受益地がない農業用ため池を洪水調整池に転用する。

○災害時の機能強化【市】

速やかに災害対応を行うため、排水ポンプ車等災害用資機材整備を進める。

○応急対応訓練の実施【市】

国や民間の排水ポンプ車等派遣を想定した訓練を実施するとともに、職員の特殊車両運転資格の取得等を推進する。

○非常備消防（消防団）の水害対応力の強化【市】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、河川の堤防決壊等に備え、水防資機材の整備及び救助資機材を配備し水害対応訓練を行う。

○河川管理体制の強化【国・県・市】（再掲）

河川整備計画に基づき、国・県及び関係機関と協力して河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修・改良及び水門・ポンプ場の整備を推進する必要がある。また、河川整備計画が策定されていない河川についても、早期に策定し、整備を行うよう国や県に働きかける。

さらに、準用河川や普通河川に関しては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業費（仮称）等を活用し、河川の整備や維持保全を進めます。

○ため池改修事業等の推進【県・市】

ため池堤体の耐震性調査を基に、危険度の高いため池は改修を進める。

○ため池管理者等との連絡体制の構築、強化【市】

ため池の日常管理において、点検、監視体制及び異常時等におけるため池管理者等との連絡体制の構築、強化を進める。

○ため池ハザードマップの活用【市・市民】

ため池ハザードマップを活用した啓発活動や避難訓練の実施を進める。

○避難経路の確保【市・事業者】

大規模災害等の発生時に避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、避難路の機能を有する道路整備を推進する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	1 - 5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
推 進 方 針		
○土砂災害対応力の強化【県・市・市民・事業者】 県が指定する土砂災害警戒区域を基に、土砂災害警戒区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。 住民等が土砂災害から緊急かつ一時的な避難や、長期間の避難生活を行う避難場所の確保を進める。 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。 キャンプ場など山間部観光地における多言語対応の案内看板設置等、観光客の避難誘導体制を整備する。 津市立地適正化計画において、大規模土砂災害等の災害リスクを考慮した居住誘導		

区域を設定し、居住誘導を進める。

○急傾斜地崩壊対策事業等の推進【県】

標識の設置を始めとした砂防対策や急傾斜地対策、地すべり対策を進める。

○砂防事業等の推進【県】

標識の設置を始めとした砂防対策や急傾斜地対策、地すべり対策を進める。

事前に備えるべき 目 標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない 最 悪 の 事 態	2－1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
推 進 方 針		
○救助機関相互の連携強化【国・県・市・市民・事業者】 市が開催する総合防災訓練に防災関係機関の積極的な参加を促進し、防災関係機関等との連携強化を図る。		
○常備消防庁舎の老朽化対策【市】 災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備を進める。		
○消防署所機能の再編等【市】 災害活動を維持するため、浸水想定区域にある消防署所の機能の再編、又は浸水対策を講じた整備を進める。		
○災害対応能力の向上【市】 消防職員等の災害対応能力を向上するため、実践的な訓練が可能な訓練施設の整備を進める。		

○緊急消防援助隊の受援体制の整備【市】

消防力の絶対的不足に対応するため、全国規模の消防の応援部隊である緊急消防援助隊の受援体制を整備する。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【市】

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防庁舎について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。

○非常備消防（消防団）の人員確保【市】（再掲）

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練の実施や資機材の整備を図る。

○災害対応能力の向上【県】

大規模自然災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

他県警察との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携を強化する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
推 進 方 針		
○災害時の医療機能の確保【市・事業者】 災害時の初期医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、医療従事者の確保について関係機関との連携体制を強化する。 相当な割合を占める軽傷者については、市が開設する医療救護所をはじめとした地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、災害拠点病院をはじめとする救急医療機関に対する医療資源の需要の軽減を図る。 医療支援に係る支援チームの受援体制を構築し、医療ニーズの共有、派遣要請等について三重県との連携体制を強化する。 電源、水、医薬品等について、平時から確保し、又は確保できる体制を整備する。		

○常備消防の救急体制の強化【市】

消防における救急体制を維持するため救急救命士を養成するとともに、救急資機材等の整備を進める。

○常備消防における石油類燃料の確保【市】

石油類燃料の供給停止に備えるため、消防本部・消防署所でガソリン及び軽油を一定量確保する。

○常備消防等における給油設備等の整備【市】

消防署・消防団車両及び緊急消防援助隊車両への迅速な給油を行うため、自家用給油取扱所を含めた給油設備等の整備を進めるとともに、民間ガソリンスタンドとの協力体制の強化を図る。

○常備消防における非常用電源の確保【市】

電力供給の遮断に備え、常備消防の非常用電源として庁舎に設置している自家用発電発電機の稼働時間延長のための整備を進める。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備【国・県・市・事業者】

津市道路啓開計画に基づき、大規模災害等の発生時における市内の消防等の救助機関が迅速に人命救助を行うための「救急想定ルート」、自衛隊や警察、消防の部隊を引き込むための「受援想定ルート」を広域応援部隊到着目安の発災後12時間以内に確保し、また、被災状況に応じて、くしの歯作戦候補ルートや緊急輸送道路等の確保ができるよう、国・県と連携し、道路啓開に向けた体制を整える。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化【市・事業者】

高度経済成長期に整備されたライフラインが一斉に老朽化する中、対応が追いつかず、事後保全型メンテナンスを余儀なくされている施設も多く、重大な損傷発生後の対応に時間とコストを要することで、更なる「災害耐力の低下」を招く事態に陥っている。このような負のスパイラルからの脱却を図るため、AI やドローン等のデジタル等新技術の活用等により、早期に確実な点検・診断を進めるとともに、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図り、

緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を図る。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
推 進 方 針		
○避難所における良好な生活環境の確保【市】 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、適切な運営に資する取組を引き続き推進する。 特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、耐震対策、老朽化対策などの安全確保を優先して進めるとともに、トイレや空調設備の整備等良好な生活環境の確保についても強化していく。 ○避難所以外での避難者に対する支援【県・市・市民】 車中など避難所以外への避難についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・三重県等との連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める。 ○広域火葬の迅速かつ円滑な実施【県・市】 大規模災害により多数の死亡者が発生して本市の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながる恐れ等があるため、三重県広域火葬計画に基づき、迅速かつ円滑な火葬を行う必要がある。 ○要配慮者への支援体制整備【市・事業者】 一般の指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより、安心して避難生活を送ることができる福祉避難所を始めとした福祉サービスの提供体制づくりを進める。 ○災害時における保健活動体制の確保【県・市】 災害時に備え、災害急性期・亜急性期からその後の段階に進んだ後など、被害想定		

に応じた保健活動や支援要請が迅速に行えるよう、県及び関係機関との連携強化を図る。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	2 - 4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる 物資・エネルギー供給の停止
推 進 方 針		
○応急給水体制の確保【市・市民・事業者】 給水基地（配水池等）及び応急給水拠点（指定避難所等）の整備、応急資機材の備蓄を進める。 災害時応援協定に基づく生活用水・消防用水の提供や、災害時協力井戸登録件数の更なる増加を推進し、生活用水の確保を図る。 ○食料・保存水等の備蓄【市・市民・事業者】 食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。 ○備蓄品保管スペースの確保【市・市民】 災害用備蓄品を保管するためのスペースの確保に向け取り組むとともに、自治会や自主防災組織に啓発、支援を行う。 ○陸路輸送ルート of 確保【国・県・市】 緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の改築、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。 災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。 ○空路・海路輸送ルートの確保【県・市・事業者】 緊急時にヘリポートや港湾等を輸送拠点として活用できるように、事業者団体等と調整し、場所の確保や輸送体制の整備を進める。		

○港湾機能の強化【県】

津松阪港（津港区）については、災害時における緊急輸送基地として機能するように県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。

○物資供給体制の確保【県・市・事業者】

津市災害時受援計画に基づき、広域輸送拠点での受入体制の確保や、広域輸送拠点から各指定避難所等への輸送体制を確保する。

小売事業者や運送事業者等との災害時応援協定を締結し、緊急時の物資供給・輸送体制を確保する。

橈原地区の協議会による第1次産業を中心とした共同作業を促進し、地域内で食料、飲料水等を確保できる体制を整備する。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備【国・県・市・事業者】 （再掲）

津市道路啓開計画に基づき、大規模災害等の発生時における市内の消防等の救助機関が迅速に人命救助を行うための「救急想定ルート」、自衛隊や警察、消防の部隊を引き込むための「受援想定ルート」を広域応援部隊到着目安の発災後12時間以内に確保し、また、被災状況に応じて、くしの歯作戦候補ルートや緊急輸送道路等の確保ができるよう、国・県と連携し、道路啓開に向けた体制を整える。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化【市・事業者】（再掲）

高度経済成長期に整備されたライフラインが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず、事後保全型メンテナンスを余儀なくされている施設も多く、重大な損傷発生後の対応に時間とコストを要することで、更なる「災害耐力の低下」を招く事態に陥っている。このような負のスパイラルからの脱却を図るため、AIやドローン等のデジタル等新技術の活用等により、早期に確実な点検・診断を進めるとともに、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図り、緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を図る。

起きてはならない 最悪の事態	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱
推進方針		
○交通施設等の防災対策【市・事業者】 公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。 ○帰宅困難者の支援体制の確保【市・事業者】 大規模な災害時には多数の帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するために協定等の締結を進めるほか、国の取り組み方針を踏まえ、鉄道事業者と共同して対応を強化する。 津駅周辺基盤整備事業において、津駅の東西を2階レベルで通行できる津駅東西自由通路や、駅前広場に延伸するペDESTリアンデッキの整備など、大規模災害時等における避難路や緊急避難場所、帰宅困難者が滞留することができる空間や備蓄品保管スペース等の確保を行う。 また、事業者による市街地再開発事業などの着手時においては、避難者や帰宅困難者の受入支援を含めたスペースを確保した設計とするよう施行者へ促す。 ○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【市・事業者】 放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。 津市榊原温泉湯の瀬において、施設利用者の安全性向上や施設機能を活かした避難者及び帰宅困難者の受入体制及び帰宅支援体制を確保する。		

起きてはならない 最悪の事態	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
推進方針		
○陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲） 緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の改築、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等を推進するとともに、災害時における迂回路		

の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。

○食料・保存水等の備蓄【市・市民・事業者】（再掲）

食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。

○備蓄品保管スペースの確保【市・市民】（再掲）

災害用備蓄品を保管するためのスペースの確保に向け取り組むとともに、自治会や自主防災組織に啓発、支援を行う。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備【国・県・市・事業者】（再掲）

津市道路啓開計画に基づき、大規模災害等の発生時における市内の消防等の救助機関が迅速に人命救助を行うための「救急想定ルート」、自衛隊や警察、消防の部隊を引き込むための「受援想定ルート」を広域応援部隊到着目安の発災後１２時間以内に確保し、また、被災状況に応じて、くしの歯作戦候補ルートや緊急輸送道路等の確保ができるよう、国・県と連携し、道路啓開に向けた体制を整える。

起きてはならない
最悪の事態

２－７

大規模な自然災害と感染症との同時発生

推 進 方 針

○災害時における感染症の予防【市・市民】

災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

また、ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行うとともに、市民は、感染症予防に努める。

○指定避難所へのマンホールトイレの整備【市】

公共下水道供用開始区域内の指定避難所へマンホールトイレを計画的に設置する。

事前に備えるべき 目 標	3	必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない 最 悪 の 事 態	3 - 1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
推 進 方 針		
○被災による機能低下の回避【県】 公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模自然災害発生時における優先業務を継続するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、装備資機材の充実強化を図る。 ○交通渋滞・交通事故の回避【県】 大規模自然災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避する。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	3 - 2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
推 進 方 針		
○災害対策本部体制の整備【市】 災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、災害発生直後から体制を確保するとともに、平常時から災害対策の図上訓練を実施し、情報収集・命令系統の確認を行う。 ○市の業務継続体制の整備【市】 図上訓練等を通して津市業務継続計画の検証を行い、実効性のある計画に見直しを図る。 ○市職員の参集体制の整備【市】 津市職員・消防団員参集システムを利用した参集命令の伝達及び安否・参集状況の確認を行う。 ○庁舎等の災害対応機能強化【市】		

庁舎等の自家用発電機や受変電設備等を高所化したり、自家用発電機の燃料タンク容量増加等の整備を実施し、災害対応機能の強化を行う。

○公共施設の整備・管理保全【市】

公共施設は、災害時の対策拠点、指定避難所、一時避難場所、津波避難ビル等として使用されること、また、災害時にあっても行政サービスを継続していく必要があることから、施設の安全かつ適正な管理に向け、老朽化対策等の必要な改修、修繕を行う。

○学校施設の整備・管理保全【市】

学校施設は災害時に指定避難所や津波避難ビルとして利用されることから、校舎や体育館等の老朽化対策及び段差解消や多目的便所整備等のバリアフリー化、安心して快適な環境整備などを津市学校施設長寿命化計画に基づき推進する。

○常備消防庁舎の老朽化対策【市】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備を進める。

○消防署所機能の再編等【市】（再掲）

災害活動を維持するため、浸水想定区域にある消防署所の機能の再編、又は浸水対策を講じた整備を進める。

○消防災害対策本部の強化【市】

消防災害対策本部が災害発生直後から機能するため、緊急消防援助隊の受援を含めた実践的な図上訓練を実施するとともに資機材を整備する。

○非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【市】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防庁舎について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。

事前に備えるべき 目 標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最 悪 の 事 態	4－1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
推 進 方 針		
○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】 大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4－2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
推 進 方 針		
○危険物施設の自主保安体制の強化【市・事業者】 危険物施設に対する立入検査を実施し、大規模自然災害発生時における危険物施設からの石油類等の危険物の流出及び火災の発生を防止するために、自主保安体制の強化について指導する。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4－3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
推 進 方 針		
○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲） 大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。		

○陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲）

緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の改築、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。

○救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備【国・県・市・事業者】（再掲）

津市道路啓開計画に基づき、大規模災害等の発生時における市内の消防等の救助機関が迅速に人命救助を行うための「救急想定ルート」、自衛隊や警察、消防の部隊を引き込むための「受援想定ルート」を広域応援部隊到着目安の発災後１２時間以内に確保し、また、被災状況に応じて、くしの歯作戦候補ルートや緊急輸送道路等の確保ができるよう、国・県と連携し、道路啓開に向けた体制を整える。

○農業用施設の機能保全【県・市】

ため池等農業用施設の耐震化や機能保全を進める。

○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化【市・事業者】（再掲）

高度経済成長期に整備されたライフラインが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず、事後保全型メンテナンスを余儀なくされている施設も多く、重大な損傷発生後の対応に時間とコストを要することで、更なる「災害耐力の低下」を招く事態に陥っている。このような負のスパイラルからの脱却を図るため、AI やドローン等のデジタル等新技術の活用等により、早期に確実な点検・診断を進めるとともに、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図り、緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を図る。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4 - 4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
推 進 方 針		
○農業用施設の機能強化（市・事業者） ため池の浚渫など貯水容量の拡大や井戸などの二次水源の確保を進める。 ○バックアップルート及び応急給水体制の確保【市】 他水源を活用し断水を最小限にするため、配水区域の多系統化に努める。 業務継続計画に基づき、早期の応急給水に努める。 三重県水道災害広域応援協定及び公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく応急給水体制を確保する。 ○経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化【市・事業者】（再掲） 高度経済成長期に整備されたライフラインが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず、事後保全型メンテナンスを余儀なくされている施設も多く、重大な損傷発生後の対応に時間とコストを要することで、更なる「災害耐力の低下」を招く事態に陥っている。このような負のスパイラルからの脱却を図るため、AI やドローン等のデジタル等新技術の活用等により、早期に確実な点検・診断を進めるとともに、防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進や地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進を図り、緊急的に対策を講ずる必要のある要緊急対応箇所の早期解消を図る。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	4 - 5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
推 進 方 針		
○農地、農業用施設等の整備保全【市】 農地、農業用施設等の整備保全を進めるとともに、早期復旧のための農業用業務継続計画を策定する。 二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。 ○遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保【市・市民・事業者】		

榑原地域の特産物や伝統的な農法等を活用した農産物のブランド化を促進することで遊休農地や耕作放棄地を解消し、農地の多面的機能確保に努める。

○農業用施設（排水機場）の耐震化等【県・市】

農地の湛水被害等を防止するため、各排水機場の耐震・機能診断結果を整理し、耐震化を進める。

排水機場における排水機能の早期復旧のため、業務継続計画を策定する。

災害時応援協定に基づく排水ポンプ等の資機材調達体制を確保する。

○森林の整備保全【県・市】

森林整備事業による防災・減災対策推進のため、津市森林整備計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において間伐や植林等の森林整備を進め、森林本来の多面的機能が発揮されるような森林管理を行う。

溪流や急傾斜地などの危険箇所に治山事業を推進し、未然に大規模自然災害の抑制に努める。

○林道施設等の整備及び長寿命化対策等【市】

森林整備事業による防災・減災対策推進のため、森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に記載されている林道（１９路線）及び関連する市道の整備を推進する。

林道施設（橋梁・トンネル）の点検診断を実施、個別施設計画に基づき、林道施設の健全化・長寿命化を図る。

二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用し、復旧体制を確保する。

森林整備事業を円滑に行うため、新たな基幹路網の整備に努める。

○漁業基盤等の整備保全【市】

漁港の被害を防止するため、漁業基盤等の整備保全を進める。

二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。

事前に備えるべき 目 標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
推 進 方 針		
○災害対策本部における情報収集・発信手段の確保【市】 行政機関、医療機関及び教育機関等との連絡体制を確保するため、整備済の移動系防災行政無線等の維持管理を行う。 防災拠点への非常用電源整備や、複数の情報収集・発信手段の確保を進める。 ○市民等における情報収集・発信手段の確保【市・市民】 市民等への複数の情報発信手段の確保を進めるほか、各種情報収集・発信手段の啓発活動を行う。 市民等は、同報系防災行政無線のほか、これを補完する各種情報収集・発信手段の利活用に努める。 ○災害発生時に対応した情報発信機能の確保【市、事業者】 津駅周辺基盤整備においては、多言語に対応したデジタルサイネージの設置など、平時には市の発信するイベント等の情報を伝え、大規模災害時等においては交通機関の運行情報や避難所等の情報等を伝えることが可能となるような情報発信機能の確保に努める。 ○水路等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備【市】 主要な雨水幹線や排水施設上流の水路等の水位や流量情報等を把握できるように、施設の改良を検討し実施する。 ○社会福祉施設における避難体制の整備【市・事業者】 高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設において、各施設に応じた避難計画を策定するとともに、定期的な避難訓練を行		

い、迅速な避難行動ができる体制を整備する。

○消防本部における情報収集・発信手段の確保【市】

高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、高所監視カメラ、衛星通信機器等の複数の情報収集・発信手段を確保するほか、各種機器の耐用年数等を考慮し、計画的な更新と維持管理を行う。

○観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【市・事業者】（再掲）

放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。

津市榊原温泉湯の瀬において、施設利用者の安全性向上や施設機能を活かした避難者及び帰宅困難者の受入体制及び帰宅支援体制を確保する。

○同報系防災行政無線の電力確保【市】

非常時に備え、親局や中継局の非常用発電機や屋外拡声子局のバッテリーなど、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。

○移動系防災行政無線の電力確保【市】

非常時に備え、基地局の非常用発電機や無線機の予備バッテリーの定期的な点検など、移動系防災行政無線の適切な維持管理を行う。

○高機能消防指令センター等の非常用電源の確保【市】

高機能消防指令センター、消防情報通信機器及び消防救急デジタル無線等の非常用電源である自家用発動発電機の燃料を備蓄する。

○避難所における通信手段の確保【市・事業者】

避難者等の通信手段を確保するため、地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）を利用したW i - F i 及び特設公衆電話の設置に努める。

○情報提供手段の多重化【市】

同報系防災行政無線を始め、市ホームページ（アクセスの負荷分散対応含む。）・スマホアプリやメール配信サービス、ファクス配信や電話応答サービス、広報車の巡

回や広報誌等の紙媒体、あるいはインターネットを活用した情報の代行発信などといった複数の情報提供手段を維持・整備するとともに、大規模自然災害発生時に速やかに情報発信できるように、日頃から点検や訓練を行う。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
推 進 方 針		
○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲） 大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 3	都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
推 進 方 針		
○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲） 大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
推 進 方 針		
○水道施設の耐震化等【市】 浄水場や水道管等の耐震化及び老朽施設更新事業を推進する。 断水を最小限にするため、配水区域の多系統化に努める。 ○応急給水及び応急復旧体制の確保【市】 業務継続計画に基づき、早期の応急給水及び応急復旧に努める。 三重県水道災害広域応援協定及び公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく応急給水及び応急復旧体制を確保する。 ○下水道施設の耐震化、老朽化対策【市】 被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新、施設の耐水化対策を推進する。 ○農業集落排水施設、共同污水处理施設の耐震化、老朽化対策【市】 施設の長寿命化及び維持管理費の節減を図るため、施設毎の機能保全コストを算出し、保全計画の作成と合わせて最適整備構想の策定により更新を行っていく。 ○業務継続計画の見直し【市】 現行の津市業務継続計画を再確認し、最新の被害想定や処理施設等の状況を反映させた見直しを行う。 ○合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大【市】 個人設置の単独浄化槽や汲取便槽の合併浄化槽への転換を促進するとともに、市営浄化槽への帰属を進める。 公共下水道等への接続や公共下水道計画区域の整備を進め、汲取便槽や単独浄化槽を含む浄化槽からの転換を促進する。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	5 - 5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による 物流・人流への甚大な影響
推 進 方 針		
○陸路輸送ルートの確保【国・県・市】（再掲） 緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の改築、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。 災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。 ○交通施設等の防災対策【市・事業者】（再掲） 公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。 ○緊急時輸送ルートの確保【市】 斎場への進入路となる都市計画道路半田久居線及び都市計画道路雲出野田線の整備を進める。 ○住宅・建築物の耐震化【市・市民・事業者】（再掲） 津市耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。 老朽化が著しい市営住宅等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な修繕等や危険な建物等の除却等を行う。 ○宅地の耐震化【市・市民・事業者】（再掲） 宅地耐震化推進事業により、大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施す		

る。

○工作物等の倒壊・落下防止【市・市民・事業者】（再掲）

公道に面した既存ブロック塀を撤去し、撤去後にフェンス等への改修や生け垣化等の安全対策を促進するため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。

商店街振興組合等が所有するアーケード等のうち、老朽化したものや耐震性のないものについて、安全確保のため撤去や耐震化を進める。

○狭あい道路の拡幅整備【市・市民】（再掲）

災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成し、狭あい道路整備等促進事業を推進する。

事前に備えるべき 目 標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない 最 悪 の 事 態	6－1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
推 進 方 針		
○事業者における事業継続計画の策定【市・事業者】（再掲） 大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。 ○復旧・復興に向けた事前防災の推進（国・県・市）		

大規模災害等からの復旧・復興に向けたサプライチェーンの維持のため、道路・橋りょう等のインフラ施設の対災害性強化や、治水対策等の取組を事前防災として推進する。

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
推 進 方 針		
○復旧・復興を支える人材の確保【市・事業者】 事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な有資格者等を確保する。 大規模自然災害の発生に伴う災害復旧業務について、関係各部局の緊密な連携と的確な役割分担のもと、迅速かつ確実な対応を図るため、あらかじめ応援体制を構築する。 被災建築物応急危険度判定を行う判定士については、認定資格（建築士等）が必要ことから、要件を満たす職員の人材育成を行い、資格者等の確保を行う。 判定士の連絡調整を行う被災建築物応急危険度判定コーディネーターについても、資格者の退職等人員減の対策として、研修や講習の実施を通じて職員の人材育成を行う。 宅地に関する被災宅地危険度判定士及び判定調整員についても、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会等へ市職員を派遣し、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の養成に努め、必要人数を確保する。 ○復旧・復興を支える資機材等の確保【市・事業者】 事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な資機材等を確保する。 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携【県・市】 国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEと県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
推 進 方 針		
○ごみ処理体制の確保【市・事業者】 津市災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理施設の業務継続計画策定や防災対策に係る整備、仮置場の選定等、ごみの収集・処理体制を確保する。 県や周辺市町、事業者団体等との災害時応援協定により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。 ○し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保【市・事業者】 津市災害廃棄物処理計画に基づき、し尿処理施設の業務継続計画策定や防災対策に係る整備、仮設トイレの必要数の把握等、し尿の収集・処理体制を確保する。 県や周辺市町、事業者団体等との災害時応援協定により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。		

起きてはならない 最 悪 の 事 態	6 - 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
推 進 方 針		
○地籍調査事業の推進【市】 南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水予測区域等における道路等基幹インフラの復旧・復興が迅速に行えるように、地籍調査事業を推進する。 ○市街地の復興【市】 市街地の復興のため必要な場合には被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、迅速な復興を行う。		

起きてはならない 最悪の事態	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
推進方針		
○地域コミュニティ力の強化【市・市民】 大規模自然災害発生時の対応力を向上するためには、平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化を図る必要があることから、自治会やNPO等の市民活動団体に対して必要な支援を行う。 「自助・共助」の重要性を鑑み、地域において積極的に防火活動や自主防災活動が行われるよう、消防団員による初期消火等の訓練指導や、自主防災組織による防災訓練等の支援を行う。 ○警察災害派遣隊の拡充【県】 大規模自然災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制を整備するとともに、救出救助等の実践的訓練により災害対応能力を向上させる。 ○警察施設の耐震化等【県】 大規模自然災害発生時に警察機関が機能するため、警察施設の耐震化や津波浸水被害対策等を推進する。		

起きてはならない 最悪の事態	6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
推進方針		
○正確な情報収集と情報発信【市・事業者】 自治体や事業者等との災害時応援協定により、正確な情報収集・発信ができる体制を確保する。 現在は、北海道上富良野町と被災時の情報発信相互応援体制を、ヤフー株式会社と市ホームページの複製による接続障害防止体制に関する協定を締結済み。 ○中小企業者等の自立支援【市・事業者】 中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会議所や商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。		

国や政府系金融機関等と連携し、被災後の中小企業者等の経営支援を行う体制を確保する。

○農林漁業者等の自立支援【県・市・事業者】

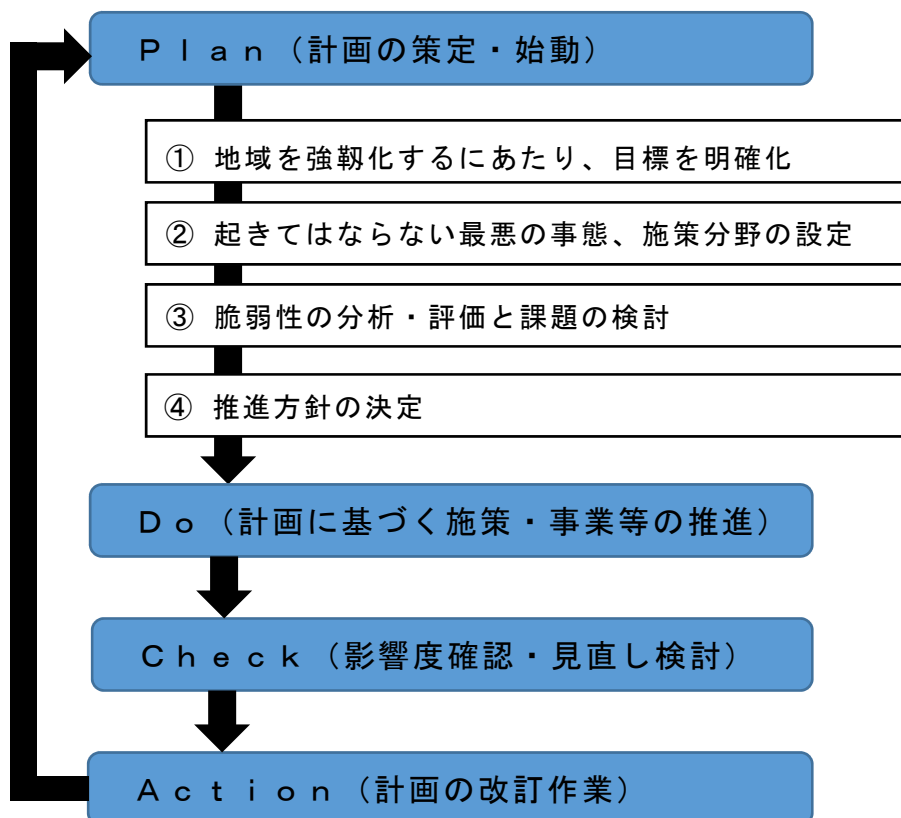
政府系金融機関と連携し、農林漁業者等の経営支援を行う体制を確保する。

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進

本計画に基づく国土強靱化の推進に当たっては、PDCAサイクルを繰り返すことにより進捗管理を行います。そのためには、各推進方針の進捗状況を適時確認し、予算編成や今後の施策に反映します。

また、国、県、市民、事業者、関係団体等とも連携・協力し、本市における国土強靱化を効率的・効果的に推進します。



2 計画の見直し

本計画の見直しについては、おおむね5年で見直すことを基本としますが、関連法令の改正や国・県の強靱化施策の変更、新たな大規模自然災害の発生や地域を取り巻く環境変化等に合わせ、適時行うこととします。